



公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の運営に関する協定細目

練馬区（以下「甲」という。）と公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）は、平成24年3月30日に締結した「公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の開設および運営に関する基本協定書」（以下「協定書」といいう。）に基づき、つぎのとおり「公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の運営に関する協定細目」（以下「協定細目」といいう。）を定める。

（事業分担）

第1条 公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院（以下「練馬光が丘病院」といいう。）の病院運営については、乙が全ての事業を行うものとし、甲は練馬区の地域医療充実のために、練馬光が丘病院が円滑に運営できるよう乙に協力する。

（救急医療）

第2条 甲は、東京都が実施する「休日・全夜間診療事業」の指定を練馬光が丘病院が受け、円滑に救急医療を実施・運営できるよう、必要な協力をを行う。

（周産期医療）

第3条 乙は、妊婦健診、分娩、乳児健診などに対応できるよう、必要な診療体制を確保する。

2 乙は、甲の実施する周産期医療事業に積極的に協力する。

（医療相談の実施）

第4条 乙は、練馬光が丘病院に医療ソーシャルワーカー等を配置し、患者等からの医療相談に対応する。

（患者権利の保護）

第5条 乙は、練馬光が丘病院の運営に当たり、患者等からインフォームドコンセントを得るよう努めるとともに、患者等からの求めがあれば診療録等の公開に努める。

2 乙は、練馬光が丘病院の運営に当たり、患者およびその家族のプライバシーが保護されるよう十分配慮する。

（地域保健医療施策への協力）

第6条 乙は、甲が実施する地域保健医療の事業に積極的に協力するものとする。なお、費用負担については甲乙が別途協議する。

2 乙は、甲と協力して、疾病予防の講演会などの練馬区民向け講座を実施し、練馬区民の健康維持・向上に対する支援を行う。

(地域医療連携)

第7条 乙は、練馬光が丘病院において、地域医療の充実を図るために、病院内に病診連携部門を設置して練馬区内の医療機関等との連携に努める。

2 乙は、地域医療の中核的な病院として、医療法上の患者紹介率の目標を当面30%以上とし、さらに継続的に紹介率の向上に努める。

(病院運営連絡協議会)

第8条 協定書第11条に規定する「病院運営に関する協議会」は、「練馬光が丘病院運営連絡協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

2 協議会は、乙が設置運営し、年2回程度開催する。

3 協議会は、乙が練馬光が丘病院の利用状況や患者サービス等について情報を提供し、これに対する委員からの意見を受け、乙は可能な限り練馬光が丘病院の運営に反映させる。

4 協議会の委員は、練馬区民（4名程度）、練馬区議會議員（3名程度）、医療関係者（2名程度）、学識経験者（2名程度）、練馬区職員（2名程度）および練馬光が丘病院職員（3名程度）で構成する。また、協議会において必要があると認めたときは、委員以外のものを協議会に出席させることができる。

5 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会に会長を置く。会長は練馬光が丘病院管理者とする。

7 協議会は、会長が招集する。

(安全管理)

第9条 乙は、練馬光が丘病院内に医療安全管理委員会、院内感染対策委員会等を設け、院内の包括的な医療安全体制を構築し、練馬光が丘病院の運営に関し、安全確保、事故防止に努める。

(室料差額)

第10条 練馬光が丘病院における室料差額を徴収する病床の割合および徴収する金額については、練馬光が丘病院が公的な目的と機能を持つ病院の性格を十分配慮したうえで、乙が設定する。

2 乙は、練馬光が丘病院の室料差額に関する内容を大きく変更する場合は、甲と事前に協議し、軽微な変更については甲に事前に報告する。

(指定医療機関)

第11条 乙は、練馬光が丘病院を生活保護等の指定医療機関として担当し、公費医療費助成制度をできる限り幅広く取り扱うようとする。

(新たな医療への対応)

第12条 甲が新たな医療への対応が必要となった場合は、乙は甲との協議に応じることとする。

(利用状況の報告)

第13条 乙は、練馬光が丘病院の外来患者、入院患者、救急患者数等の利用実績を甲に毎月報告するものとする。

(協議)

第14条 本協定細目の定める事項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本協定細目の内容に変更を加えようとする場合は、その都度甲乙の両者の協議により定めるものとする。

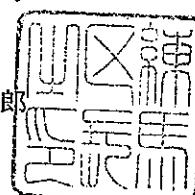
この協定細目を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

甲：東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎



乙：東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人 地域医療振興協会

理事長 吉新通康

